

## 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

### 1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守を経営の基本方針の一つと位置づけ、具体的な行動基準として「行動規範」を定め、取締役および使用人に法令遵守の周知徹底を図る。
- (2) 総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスを確保するために必要な体制を整備するとともに、コンプライアンス体制の状況について検討および改善を行う。
- (3) 「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 反社会的勢力とは、一切の関係を遮断するとともに、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 独立した内部監査部門を設置し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理基本方針」に基づき、総合リスク管理委員会においてリスク管理のための諸施策を行う。
- (2) 「BCP（緊急時事業継続計画）の基本方針」に基づき、大規模な事故・災害が発生した場合に備えて総合リスク管理委員会の下にBCP検討会を設置し、危機対応マニュアルの整備や訓練等の諸施策を実施する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体の作成、保存、管理に係る社内規程を整備し、情報の保存および管理を適切に行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款および取締役会規程に基づき運営し、定期的および必要に応じて臨時に開催するとともに、常勤取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について審議を行う。
- (2) 社内規程において、組織・職務権限関係等を明確にして、効率的な業務遂行を行う。

### 5. 監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項

- (1) 監査役からの要請がある場合には、必要に応じて、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 当該使用人の人事考課および人事異動等に関しては、常勤監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

6. 取締役および使用人による監査役への報告体制およびその他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときおよび当社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に対して速やかに報告することとする。
- (2) 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。
- (3) 監査役は、取締役会のほか経営会議、総合リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができるほか、稟議書その他の業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役および使用人に対して説明を求めることができるものとする。

2006年5月26日施行  
2009年12月25日改定  
2011年12月1日改定